

庁名 山形地方裁判所管内の簡易裁判所

郵便切手及び予納金一覧(令和7年10月1日～)

カテゴリ	申立ての種類	郵便料							備考
		郵便切手の場合						予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する場合の金額。郵便切手で納付する際は不要	
		500円	110円	50円	20円	10円	合計額		
民事訴訟	通常訴訟	8	8	8	5	5	5430円	5000円	・左記の料金は、当事者数（原告+被告）が2人の場合の金額です。 ・当事者が3人以上の場合は、1人増すごとに3000円分を追加してください（郵便切手で納付する場合の追加分の内訳：500円×4枚、110円×6枚、50円×4枚、10円×4枚、合計2900円分）。 ・訴状を郵送で提出した上で郵便料を予納金（現金又は電子納付）で納付したい場合は、納付に必要な書類を送付するため、原告（代理人）宛ての返信用封筒（110円分の郵便切手を貼ったもの）を訴状に添付してください。ただし、電子納付の場合で訴状に原告（代理人）のファクシミリ番号を記載しているときは、この封筒は不要です。
	少額訴訟	8	8	8	5	5	5430円	5000円	通常訴訟と同じ
民事調停	民事調停		5		5	5	700円	1000円	・左記の料金は、当事者数（申立人+相手方）が2人の場合の金額です。 ・当事者が3人以上の場合は、1人増すごとに400円分を追加してください（郵便切手で納付する場合の追加分の内訳：110円×3枚、20円×3枚、10円×3枚、合計420円分）。 ・申立書を郵送で提出した上で郵便料を予納金（現金又は電子納付）で納付したい場合は、納付に必要な書類を送付するため、申立人（代理人）宛ての返信用封筒（110円分の郵便切手を貼ったもの）を申立書に添付してください。ただし、電子納付の場合で申立書に申立人（代理人）のファクシミリ番号を記載しているときは不要です。
支払督促	支払督促	2	3				1330円	1330円	・郵便料を予納金で納付したい場合は、あらかじめ御相談ください。 ・左記の料金は、債務者が1人かつ申立書の枚数が7枚以下の場合です。債務者が2人以上の場合は、1人増すごとに1220円分を追加してください（郵便切手で納付する場合の追加分の内訳：500円×2枚、110円×2枚、合計1220円分）。 ・債務者の正本送達結果の通知を希望する場合は、債務者の人数と同数の通常はがきを申立書に添付してください。 ・仮執行宣言申立てにおいて、債権者が仮執行宣言付支払督促正本を普通郵便で受け取る場合は、料金額等は上記と同じです。同正本を特別送達郵便で受け取る場合は、その料金分を納付してください。